

社会的意識, 「支配的思想」, 国家の把握に関する小論
— 色川大吉氏の提起と下山三郎氏および
藤田勇氏の史的唯物論の検討 —

奥 田 宏 司

目次

はじめに——思想(史)論への関心と目的

I, 下山三郎氏の史的唯物論

- 1) 下山氏の第1節(「形成過程」)
- 2) 下山氏の第2節(「上部構造の諸要素について」)

II, 藤田勇氏の史的唯物論の検討

- 1) 第1章——史的唯物論の諸カテゴリーの相互関係
- 2) 第2章——階級意思, 国家, 国家意思
 - ①第3節「イデオロギーとしての階級意思の分析の若干の前提」
 - ②第4節「階級意思の形成過程について」
 - ③補説「国家概念について」
 - ④第5節「支配階級の階級意思の国家意思への転化」

III, 兩人へのコメントと諸課題

- 1) 唯物論的認識上の2つの論点
- 2) 国家概念, 「支配的思想」について
 - A) 「普遍化過程」の複雑・多層構造
 - B) 支配階級の利害=存在条件の多様性
 - C) 「受容」「非受容」の客観条件
 - D) 国家概念の「二重性」に関連して

IV, 終わりに——現在の「支配的思想」の状況と克服のあり方——

はじめに——思想（史）論への関心と目的

社会変革はその社会の諸成員によって行われるのであり、変革時には経済的・社会的諸条件の変化を受けて主体であるその諸成員の意識状況の変化が生まれていなければならない。それゆえ、社会変革の分析には経済的・社会的諸条件の変化とともに、変革時における社会の諸成員の精神状況・思想状況の解明が不可欠であろう。

本格的な「日本の思想」の究明を先駆的行なったのが丸山真男氏であったことはよく知られている（『日本政治思想史研究』東京大学出版会、1952年、『日本の思想』岩波新書、1961年など）。小論では丸山氏のこれらの本や他の著作を意識しながらも、丸山氏についての十分な検討を行なう余裕がない¹⁾。注におけるいくつかの言及にとどめたい²⁾。改めて言及する機会があればと思っている。さて、その後、丸山氏とは異なる立場・方法でもって、とくに明治期の精神史の究明を追及されたのが色川大吉氏であった（『明治精神史』1964年、増補版1968年）。

色川氏は「思想史、精神史とは、何を目的とした学問であるのか」（『明治精神史 下』岩波現代文庫版、2008年、244ページ、以下では数字だけでページを示す）と問われ、2つの目的が情熱的に語られる。「一つは、支配階級の思想——それはつねにその時代の生産と分配を規制する支配的思想であるがゆえに、あたかも全人民の自然な思想、時代の思想、国民思想、『永遠の掟』であるかのような擬制をもつ——を徹底的に暴露することにある。そしてその擬制の下に囚われている人民に真実を示し、脱出と自立の道を示唆するところにある」（同、244～245³⁾）とされ、もうひとつは、「真の人間解放をめざす人民自身による積極的な思想の創出を助けるところにもある。そのためには過去の人民の運動の思想的なつまづきや、その根本となった思惟様式、精神構造の弱点をきびしく指摘しなくてはならない」（245）と述べられる⁴⁾。

この色川氏の強烈な指摘は筆者には衝撃的なものであった。また、氏は、「では、具体的に研究を進める場合に、どのような研究順序（方法）を考えているのか」（246）と自問され、「マルクスの詩的な言葉を借りていえば、『天空から地上へ下る』方向においてではなく、『地上から天空へ上る』方向において行いたい」（246）と答えられる。すなわち、次のマルクスの言葉で示される認識方法である。「現実活動している人間たちから出発して、かれらの現実的な生活過程から、この生活過程のイデオロギー的反映と反響の展開をも明らかにするということである」（『ドイツ・イデオロギー』全集第3巻22、岩波文庫32）。しかし、氏の思想史のこれら「目的」「方法」についての指摘は『明治精神史』の「まえがき」、「はじめに」あるいは序章に当たるところで記されているのではなく、初版本の最後の章（「あとがき」にかえて）のところで記されている。したがって、氏が言われるように（岩波版、下254）、上に記した思想論の目的、方法が『明治精神史』において必ずしも貫かれているのではない。

氏自身は増補版においても、方法はほとんど展開されていない。むしろ、下山三郎氏の著書（『明治維新研究史論』御茶の水書房、1966年）を引用されるだけである（301～302）。そこで、色川氏が展望される方法をつかむためには下山氏の論及を辿らなければならないことになる。それが小論第1節の課題である。下山氏の論及には『ドイツ・イデオロギー』にのっとった堅実で鋭い指摘があり、われわれがいつも基本としなければならない多くの諸点が記されている。とくに、「支配的思想」を被支配階級の人々が「受容」していくイデオロギー過程の叙述はそうである。しかし、色川氏が指摘されていた労働者・勤労者がみずから「支配的思想」から抜け出し、自分たちの思想をつくり出していく諸契機に関する指摘が乏しいことについては不満を感じざるをえない。

そこで、さらに、史的唯物論を取り扱った別の著書の検討が必要になった。小論で検討したのは藤田勇氏の『法と経済の一般理論』（日本評論社、1974年）である。この著書の検討が小論第2節である。藤田氏の課題は書名にあるように法と経済の一般理論を明らかにすることであり、思想史（論）の研究を目指したものではない。しかし、氏が言われるように、法と経済の相互関係の認識は社会全体の構造の認識にかかわり（5ページ）、政治、道徳、思想、宗教との相互関係も解明されなければならない（7ページ）。

かくして、色川氏が情熱を込めて述べられた課題に迫るためには、下山氏の『ドイツ・イデオロギー』を中心とする論及と藤田氏の研究——史的唯物論の諸範疇を冷静に吟味しての——を検討するのが適当であろう、と思うのである。

筆者は思想史（論）を専門とする研究者ではない。したがって、思想史（論）についての研究史を十分にフォローしたうえでの執筆ではない。この小論で取り上げた2人の著書も大分以前のもので、もっと新しい研究があるのかもしれない。とりあえず、このお二人の検討を進めたい。

I, 下山三郎氏の史的唯物論

下山三郎氏は『明治維新研究史論』の第4章「史的唯物論をめぐって」において史的唯物論を展開される。第4章においては『ドイツ・イデオロギー』（下山氏の同書からの引用は全集の第3巻が利用されている）からの引用・摘要が大部分となっているが、同書からの引用・摘要の箇所とその順序によって氏の見解の筋道が見えてくる。しかし、氏の引用・摘要のすべてを再録することは不可能であるので、ここでは主要な引用・摘要を再録することにとどめよう。第4章の「はじめに」に記載されているエンゲルスの「自己批判」についてはのちに触れるのでここでは割愛し、さっそく第1節からみていこう。

1) 下山氏の第1節（「形成過程」）

氏は第1節において「『ドイツ・イデオロギー』は、まず出発点として人間史の第1の前提として現実的諸個人——生きた人間的諸個体の現存をすえる。この現実的諸個人の最初の歴史的行為は、生きるための必要を充足する諸手段の産出——物質的生活手段の生産、である」(331, 下山氏の著書からの引用は1966年の再版を利用)と述べられる。さらに、マルクス・エンゲルスの同書を要約しながら、現実的諸個人は、イ)物質的生活手段の生産を行ない、ロ)道具を媒介として欲望を満たし、ハ)繁殖を行なうとされ、個人の存在の仕方は自然的な関係と社会的な関係として現われ、この社会的諸関係—物質的諸関係が分析の対象となるが、マルクスは『ドイツ・イデオロギー』の執筆時点では明確な経済学的な諸範疇によって分析が行なわれるに至っていないとされる(331～332)。彼らの明確な経済学的な諸範疇による分析にはその後長い年月がかかり、『経済学批判』を待たねばならなかったとし、マルクスは「物質的諸関係についての思想を、『経済学批判』の段階では、明確な経済学的諸範疇、生産力—生産関係—生産様式—社会の経済的構造—経済的社会構成体、等によって定式化した」(336)と述べられる。

しかし、氏の第1節では「交通」「市民社会」などの用語のやや詳しい解説があるだけで⁵⁾、下山氏による社会的諸関係—物質的諸関係についての詳しい論述はなく、『経済学批判』の「序言」についても言及がないまま、氏は「問題を進めて物質的諸関係（人間の意識を通過しないで形成される関係⁶⁾）から、いわゆる上部構造の諸要素へ移ろう」、その「上部構造の諸要素のうち、まずもっとも重要な国家から考えてゆきたい」(340)と、『ドイツ・イデオロギー』における国家論がテーマとされていく。

氏は、『ドイツ・イデオロギー』においては国家の発生は、労働の分割を根本として捉えられているとして以下の引用を行なう（氏の341にて）。「この労働の分割と同時にまた、労働の生産物との配分、しかも量的にも質的にも不平等な配分、したがって所有が存在することになる・・さらに労働の分割と同時に、個々の人間または個々の家族の利益と、交通しあうすべての個人の共同の利益との矛盾が存在することになる・・労働の分割は人間たちが自然発生的な社会のうちに在るかぎり、したがって特殊な利益と共同の利益との分裂が存在するかぎり、したがって活動が自由意志的ではなくて自然発生的に分割されているかぎり、人間自身の仕業が彼にとって或るよそよそしい対立する力となり、彼がそれを支配するかわりにそれが彼を抑圧するということのまさに最初の例を、われわれに示している・・」（全集版、第3巻28～29）。「社会的活動のこの固定化・・、われわれ自身の産物のこの凝固化は従来の歴史的発展における主要契機の一つであって、そしてあたかも特殊な利益と共同の利益とのこの矛盾から共同の利益は国家として、——現実的な個別のおよび総体的利益から切り離されていると同時に幻想的な共同性として独立した——形態をとるようになる」(29, 下線は小論執筆者)。

以上が氏による国家についての主要な引用であるが、この箇所引用では氏の筆写あるいは校正が間違っている。「あたかも特殊な利益と共同の利益とのこの矛盾から共同の利益として、——現実的な個別・・」(氏の341にて、下線は小論執筆者)と氏が記しているところは正確には、上の『ドイツ・イデオロギー』のもとのように「あたかも特殊な利益と共同の利益とのこの矛盾から共同の利益は国家として、——現実的な個別・・」(29, 下線は小論執筆者)である。重要な箇所であるので念のために。さて、これらの引用から氏は「要約すれば・・共同の利益が現実的な個別的・総体的利益が切り離され、国家という形態をとって幻想的な共同性として独立するのである」(下山341)と述べられる。

「国家のこの幻想的共同性」(下山342)について、さらに、いくつかの引用が行なわれる(下山342)。「国家という形態において支配階級の人々は彼らの共通の利益を押し立て、そして一つの時代の全市民社会はその形態のなかでまとまるものである」(全集58)。「支配している諸個人は・・彼らの意志に、国家意思、法律としての一般的表現を与えなければならない」(同347)。「支配をめざすそれぞれの階級は・・まず政治権力を獲得しなければならない・・それはその利益が同時にまた普遍的なものでもあるかのようにみせるため」(同30)である、などの引用である。氏はこれらの『ドイツ・イデオロギー』からの引用によって、1845～46年頃のマルクス・エンゲルスが把握していた国家概念を示されるが、氏がこれらの文章を改めて吟味したり解析したりすることはない。これらの文章に含まれている諸範疇の認識論的・論理的関連、すなわち、実体とイデオロギーの関係、階級意思のあり方、階級意思の国家意思への転化のされ方等についての史的唯物論の立場からの吟味・解析はのちに論じることしよう。

下山氏が『ドイツ・イデオロギー』において重要視されるもう1つの命題は「支配的思想」についてであり、階級支配における思想の影響が強調される。『ドイツ・イデオロギー』の次の文章が引用される。「支配的階級の思想はいずれの時代においても支配的思想である。ということは、社会の支配的物質的力であるところの階級は同時に社会の支配的精神的力であるということである。物質的生産のための手段を意のままにしうる階級はそれと同時に精神的生産のための手段を自由にあやつることができるのであるから、・・精神的生産のための手段を欠く人々の思想は支配階級の思いどおりにされる状態に置かれている。支配的思想は支配的な物質的諸関係の観念的な表現、思想の形をとった支配的な物質的諸関係以上のなものでもない。・・したがって、この階級の支配の思想である」(42)。「あたかも或る一定の階級の支配は或る種の思想の支配にほかならないかのごときこの外観」(44)をとり、階級支配には「或る特殊な利益を普遍的な利益として、もしくは『普遍的なもの』として表わしてみせる必要」(同)があるのである。

これらの『ドイツ・イデオロギー』からの引用(下山345～346)を受けて、下山氏はまとめとして次のようにいわれる。かなり長いがそのまま引用しよう(以下では下山氏のa文章と

記す)。「市民社会における支配階級は、直接生産者に対する自己の搾取関係を保つためには、自己の階級的利害—自己の存在条件を、普遍化—幻想的な共同性を付与—することが必須なのであり、具体的には国家という幻想的共同態を通じて、自己の利害を普遍的なものとして制度化し、諸他のイデオロギーにおいても同様に自己の利害を普遍化し、被支配階級に対する生活規範をもかかげるのである。支配階級の利害が普遍化され概念化されてイデオロギー的諸要素が形成される—支配の思想が形成される—ものであるからこそ、被支配階級の諸個人に対する有効性をもちうるのである。・(中略)・搾取関係は制度化されているから、制度に違反した場合の処罰に対する恐怖が強く諸個人を規制するであろう。しかしそれだけでなく、支配階級の利害が、普遍化され—幻想上の共同利害とされ—概念化されて道徳や生活規範とされることによって、被支配階級の諸個人の行為を、自己の自律的な(自己の意思によって道徳や生活規範に従った)行為と倒錯する、という面が多分にあるはずである」(348)。「ナショナリズム」、「愛国心」についても同様の観点から次のような指摘が行なわれる。「支配層が自己の利害を普遍化する場合、国家・民族の危機を強調し、あるいはその防衛を強調し、・総じて支配層の利害を民族の利害という形態を借りて普遍化した場合、被支配層をとらえやすい」(351)。

ここでは、国家と「支配的思想」による階級支配が「階級的利害の—自己の存在条件の—普遍化(幻想的な共同性の付与)」の論理で一体として把握されている。この文章は下山氏の主張の中心部分であり総括である。

ただ、下山氏は『ドイツ・イデオロギー』において、「全イデオロギーのなかで人間たちと彼らの関係が暗箱・・あたかも網膜上の対象の逆立ちが網膜の直接に生理的な生活過程から出てくるように」(全集 22)と記されているのは、「物質的諸関係が人間の頭脳に反映してイデオロギー的諸関係が形成されるさいのされ方について、暗箱・網膜・集光レンズ等の比喩を使ったことは、物質的諸関係とイデオロギー的諸関係との関連についての理解にマイナスの影響をあたえた」(346～347)と、認識過程については「留保」がつけられている(小論第3節で後述)。

2) 下山氏の第2節(「上部構造の諸要素について」)

次に、氏の著書の第2節であるが、氏は後年の「エンゲルスの上部構造の諸要素についての理論的検討が、史的唯物論の具体化のために大きな意味をもつ」(374)としたうえで、エンゲルスが史的唯物論の表現方法について行なった「自己批判」について述べている(373～374、また下山氏の同書第4章の「はじめに」にもエンゲルスの「自己批判」についての記述がある)。次の引用である。「若い人々がときおり経済的な側面を過当に重視しているのは、いくぶんはマルクスと私自身に責任のあることである」(下山 323、エンゲルスのヨーゼフ・ブロッホへの手紙⁷⁾(1890年9月21日)。このエンゲルスの指摘はわれわれもいつも念頭におかなければな

らないものであろう⁸⁾。下山氏は『ドイツ・イデオロギー』に記載されていた国家、支配思想の内容が後年には「正面に」押し出されなくなったために後人にはそれがかみにくくなった(374)、というのが氏の第2節の主要テーマである（後述）。

さて、後年のエンゲルスによる理論的検討については、氏は1870年代以降、「エンゲルスが国家についてとくに力を注いで展開したのは、国家の具体的発生過程、国家発生の決定的メルクマールとしての社会から独立した公的機関——公的強力を中心とする——、国家と分業との関係のたちいった検討、等の諸点で」(374)あるとされ、『反デューリング論』、『家族、私有財産および国家の起源』、『フォイエルバッハ論』等からの引用・摘要が行なわれている。いくつかの引用だけをここでは再録しておこう（ここでの引用の順は下山氏の順とは異なる——筆者の考える論理的順に）。「国家は・・・この社会が自分自身との解決しがたい矛盾にまきこまれ、和解しがたい矛盾にまきこまれ、和解しがたい、みずから駆逐しえない諸対立に分裂したことの告白である。・・・社会からでて、しかもその上にたち、それからますます遠ざかってゆく、この権力が、国家である」（『起源』から、下山362、全集21巻169、国民文庫221）、「法律が生まれるとともに、必然的にその維持に任ずべき機関——公的権力、国家が生まれる」（『住宅問題』から、下山360、全集18巻274）。「国家は、しかし、ひとたびその社会に対して独立の権力となってしまうと、ただちにそれ以上のイデオロギーをうみだす。すなわち、職業的政治家や国法の理論家や私法の法律家たちにあっては、あの経済的事実との関連のことはいよいよまったく考えられなくなる。いずれの個々の場合にも、経済的事実が法律のかたちで認可されるためには、それは法律的動因のかたちをとらなければならない」（『フォイエルバッハ論』から、下山364～365、岩波文庫版77、全集21巻307）。「イデオロギーなるものは、いずれもいったんそれがあらわれてくると、ただちに所与の表象材料とむすびついてみずから発展し——そうでなければ——イデオロギーでもないだろう」（『フォイエルバッハ論』、下山369、岩波版78、全集21巻308）、などである。

下山氏はこれら以外にも多くの引用を行ない、エンゲルスの理論的貢献を確認しつつ、しかし、氏は前述のように「マルクス・エンゲルスが主として『ドイツ・イデオロギー』で示した、支配階級が階級支配を実現するにさいしての必須条件である自己の存在条件を普遍化——幻想上の普遍化——せざるをえないという点を、正面に押し出していないように思われる」（374）と述べられる。その上で、『ドイツ・イデオロギー』を中心に論じられた氏の第1節と第2節をあわせてマルクスとエンゲルスの国家についての思想を簡単に総括的に述べようとされる(375～380)。

ここではその氏の文章の中心部分を引用しておこう。「国家の実体的内容は、社会構成員の手中から独立し搾取階級のみが掌握しうる公的機関（公的強力を中心とする）——であ（る）」(376)。「公的強力」の監視がとどく範囲では秩序に服従させえても、被支配階級全体をいわば持

統的に秩序に従って生活せしめることは不可能であろう。それを可能にするためには、イデオロギーによって被支配階級の意識に働きかけねばならない。ここにおいて階級支配におけるイデオロギーの役割は、公的機関・公的強力と截然と区別されかつ副次的なものではなくて、公的機関・公的強力と有機的な統一をなす階級支配の必須条件となる」(377)。そして、この点については、「被支配階級の諸個人の意識に働きかける（経緯については——引用者）『ドイツ・イデオロギー』等において語られていた支配的思想、を想到せざるをえない。すなわち、『物質の生産のための手段を意のままにしうる階級は同時に精神的生産のための手段を自由にあやつることができる』」(377)。そして、「支配階級の・意志が、国家意志、法律として一般的・普遍的表現をとり、国家は一つの支配的意志の形態をとらざるをえない」(379)。

以上が、下山氏の「史的唯物論」の概要である⁹⁾。『ドイツ・イデオロギー』をほぼそのまま踏襲し、『家族、私有財産および国家の起源』『フォイエルバッハ論』等の内容によって補完されている。とはいえ、核心部分はこれらの文章であり、前述の下山氏のa文章と変わらない。つまり、支配階級が支配を保つためには、自己の階級利害——自己の存在条件——を普遍化、つまり幻想的な共同性を付与することが必須であり、具体的には国家という幻想的共同態を通じて支配階級の利害が普遍的なものとして制度化されことにより支配が貫徹していく。イデオロギーにおいても同様で、支配階級の利害が普遍化され、概念化されて支配思想が形成されていき、その思想は道徳や生活規範とされ、被支配階級の諸個人が自己の行為を自己の自律的な行為と倒錯する、もって階級支配は完成するということである（以上、348）。

さて、筆者は、下山氏によって強調されている「普遍化」＝「幻想的な共同性の付与」の論理、普遍化されたものとしての「国家」「支配的思想」という把握を否定するものではなく肯定するものであるが、それらの把握は『ドイツ・イデオロギー』にあまりに依拠しすぎていて、そこには鋭い指摘があるとはいえ、エンゲルス自身が記すようにこの著書は「不完全なものであった」¹⁰⁾ことを想起しなければならない。下山氏にあっては階級支配の存在条件の「幻想上の普遍化」に、国家および支配的思想の形成の大部分が収斂されてしまっている感じがある。被支配階級が「支配的思想」に対して批判的見地をとっていく諸契機が十分にみられない。その諸契機を探る必要がわれわれにはあるだろう。また、下山氏が提起された諸範疇はより精緻化され豊富化されて展開されなければならないのではないかと思われる。実体とイデオロギーの関係、階級意思のあり方、階級意思の国家意思への転化のされ方等についての史的唯物論の立場からのより深い吟味・解析が必要に思えるのである。筆者はその豊富化のための吟味・解析を藤田勇氏の著書（『法と経済の一般理論』日本評論社、1974年）が行なっていると考える¹¹⁾。氏の著書は難解で論旨を追っていくのにかなりの苦勞がいるが、藤田氏の検討を行った上で（前節と同じように藤田氏からの引用が多く読者には読みづらいであろうが、氏の論旨を可能な限り示す以上、仕方がない、容赦願いたい）、そののちに第3節で下山氏と合わせて諸論点と筆

者の考えを提示したい。

II, 藤田勇氏の史的唯物論の検討

藤田勇氏の著書(『法と経済の一般理論』日本評論社, 1974年)の課題は, 法と経済の相互関係を全面的に分析することである。その方法について次のように述べられている。それは「たんに個々の姿態の経済関係, 個々のレベルの経済過程と個々の法形態, 個々の領域の法規範体系との関連だけでなく, さらに, 一社会の再生産構造全体と当該社会における法の上部構造の総体との関連が追及されなければならないが, そのためには・・・当該社会の階級的編成とこれを基礎とする政治的編成, とりわけその中核としての国家の存立が解明されなければならない。・・・法的一般理論は法の上部構造と経済的土台との相互関係と同時に, 上部構造の他の諸領域(政治, 道徳, 思想, 宗教等)との相互関係をも解明するもの」(6~7)であり, 「要するに, 『法と経済』という問題は, 史的唯物論の理論体系を予定するばあいには, 結局のところ法的一般理論の全体系をもって解くほかない性格の問題である」(8)と述べられ, 史的唯物論の理論体系を基礎に法的一般理論の解明に本著書全体を当てられる。それゆえ, 史的唯物論の諸内容が詳細に論じられる。われわれは, そこから多くのことを学び取ることができる(12)。

1) 第1章——史的唯物論の諸カテゴリーの相互関係

藤田氏の研究の出発点は, 色川氏, 下山氏がすでにそうであったように『ドイツ・イデオロギー』でいう「生きた人間の個体」(藤田氏は『ドイツ・イデオロギー』については岩波文庫版を利用されている, 岩波文庫24, 全集16)である。人間の生存は生活手段を生産して成り立っているものであり, しかも, 生産は物質代謝過程=労働過程であると同時に, 社会的労働として行われ, 労働過程をめぐる社会関係が形成される。それゆえ, 「人間と自然との物質代謝過程=労働過程, 人間の物質的生活の生産から出発して社会諸関係の総体の運動法則を厳密に科学的に分析」(藤田19)しなければならないと強調される。

氏はとくに「法と経済の相互関係を一般的に論ずるばあい, 法を, あるいは社会的意識の形態もしくはイデオロギー形態として, あるいは上部構造の構成要素として, あるいはイデオロギー的社会関係の特殊形態として語る。そうしたばあい, 私たちは, 『社会的存在—社会的意識』『土台—上部構造』『物質的社会関係—イデオロギー的社会関係』という唯物論的歴史把握の基本的諸カテゴリーを前提にしている」(22)とされ, 3つのカテゴリー相互関係の検討に入っていく(氏は『経済学批判』の「序言」の文章を揚げられ5つの命題を指摘されるが(23~24), 「これらの命題についての細かい異同をせんさく」(24)することは避けられ, 諸命題の

区別と統一の関係として、氏が挙げられる3つのカテゴリーの相互関係について究明されていく。「序言」の文章と氏の3つのカテゴリーの連関については小論の注13をみられたい¹³⁾。

この3つのカテゴリーのうち氏がもっとも基本的なものとされるのは、「社会的存在—社会的意識」である。人間の「社会的存在」とは、a) 物質的生活そのもの、b) 新しい欲望の産出、c) 繁殖という3つのモメントを含み、自然的な関係であり同時に社会的な関係としてあらわれると『ドイツ・イデオロギー』の文章(岩波34～36)を引用される。また、「社会的存在」とは「土台」(社会の経済的土台)よりもより包括的なカテゴリーであるとされる(27)。他方、「社会的意識」というカテゴリーは、このような社会的存在の反映のプロセスとしての人間の精神的生活現象を総体的に示すカテゴリーであるが、社会についての意識に限定されるものではない、とされる(27～28)。意識にはレベルがあり、第1段階は物質的生産、現実的生活の言語に直接に織り込まれている観念、表象、意識、第2段階は物質的活動から多かれ少なかれ「遠ざかる」「独立的」に行なわれる精神的生産——政治、道徳、宗教、形而上学などである、とされる。とくに、第2段階の精神的生産は『ドイツ・イデオロギー』の文章(岩波39、小論においてのちに引用)、すなわち、物質的労働と精神労働の分割=分業にかかわっていることが強調される(28)。

この基本的な「社会的存在—社会的意識」が「土台—上部構造」とどのような関係にあるかであるが、この2つのカテゴリーの相互関係を明らかにするのに重要な意味をもつのが3つ目の「物質的社会関係—イデオロギー的諸関係」のカテゴリーであるとされる。なお、ここでの「物質的社会関係」¹⁴⁾とは生産諸関係の総体としての「土台」(=経済的土台)と同じことであり、「イデオロギー的諸関係」は「形成されるまえに人間の意識を通過する関係」(レーニン¹⁵⁾)とされる。なぜ、「物質的社会関係—イデオロギー的諸関係」のカテゴリーが重要となるかであるが、氏は、ここでは2つのことが前提されていると述べられる。第1の前提は、「社会的存在からの社会的意識(社会的心理・イデオロギー)の生成のプロセス、前者の後者への反映とプロセス」(31～32)であり、第2の前提は、「生成する社会的意識が社会関係として客観化されるプロセス」(32)である¹⁶⁾。「たとえば、物質的生産関係・階級的存在→階級の心理→階級のイデオロギー・政治意識→政治的關係というプロセスが考えられる。この社会関係(政治的關係・道徳的關係・法的關係)は、物質的社会関係のイデオロギー的表現形態であるが、しかし、諸個人の頭脳における表象そのものではなく、諸個人の意識から独立した客観的に存在する現実的關係である。この『イデオロギー的社會關係』は、それはそれでまた、さまざまな観念・表象を人々に生ぜしめる」(32)。

このように社会的存在から出発し、社会的存在によって生成される「社会的意識の社会関係として客観化されるプロセス」は上部構造の成立プロセスを示し、かくして、「イデオロギー的社會關係」カテゴリーを媒介とすることにより「社会的存在」に対応する「社会的意識」カ

テゴリーと「上部構造」カテゴリーとの関連をよりよく理解できる, と氏は述べられる (32)。さらに, 「『社会的存在-社会的意識』カテゴリーが『存在-意識』もしくは『物質-意識』カテゴリーをもって社会の認識にアプローチする唯物論的把握の一般的・基礎的カテゴリーであり, …『物質的社会関係-イデオロギー的社会関係』は, 社会的意識の社会的諸関係への客観化の論理を媒介として, 人間の物質的生産と精神的生産の活動 (実践的行為) によって存立している社会を社会諸関係の総体としてとらえ, これを現実的・客観的実在として分析するのに不可欠のカテゴリーである」(32~33) と2つのカテゴリーの位置・関連を述べられる。それに対して, 「『土台-上部構造』カテゴリーはそれぞれの歴史社会の社会現象・社会諸関係の総体的連関を構造的に認識し, その歴史的に質的な規定を明らかにするカテゴリーである」(33) り, 「『上部構造』カテゴリーは『関係』『組織』『制度』等のカテゴリーによって不可避免的に媒介されるのであって, 社会的意識カテゴリーによっておきかえられない」(33) と重要な指摘がされる。

以上が, 同書の第1章での『経済学批判』の「序言」におけるそれぞれの命題の文章の詮索・解釈よりも, 藤田氏が重視されたより積極的な「序言」の内容の理解の概要である。

2) 第2章——階級意思, 国家, 国家意思

氏は次に同書の第2章で「法的上部構造あるいはイデオロギー形態としての法律のプロセス 追うゲネシス (生いたち) 論の視点から, 階級意思, 国家意思」(69) を検討される。しかし, 階級意思, 国家意思の吟味には「物質的生産から支配階級の階級意思の形成, その国家意思への転化にいたる道の考察抜きには不可能」(71, 第1節) とされ, その「転化の基礎的メカニズム, すなわち, 意識=階級意識=階級的イデオロギーの生産のプロセス」(75) を明らかにしておかなくてはならないとされる (75, 第2節)。

①第3節「イデオロギーとしての階級意思の分析の若干の前提」

そこで「社会的意識」についてであるが, 氏は「社会的意識は諸個人の意識として存在するほかな (いが) …その担い手としてのさまざまな社会集団の問題があらわれ …社会集団の共通意識としての社会意識の具体的存在形態が」問われざるを得ないとされる (77)。また, 「社会的意識が個人意識にとって規範としてあらわれ」(同) ると指摘される。さらに, 人間の意識にはレベルがあり, 感情, 習性, 性向などの感性的意識形態の総体 (=社会的心理) と一定の体系性を持ち, 理念・見解等の総体である高次のイデオロギーがある。このような社会的意識の把握から, 氏は「階級意識は, 物質的生産関係によってあたえられている階級的存在を自然発生的に反映する諸個人の意識の総和ではなく, 階級的利害の自覚として形成されてくるものであって, 社会的意識形成のより高次のレベルもの」(79) と規定される¹⁷⁾。その高次

の階級意識が生まれるには、階級闘争＝階級実践を通じて諸階級が真に生まれてくる必要があるが(80)、諸階級の形成のその段階になると階級闘争は政治的性格をおび、そのイデオロギーも政治的意識となるとされる(同)。

ここまで進んできた論理過程のこの時点で藤田氏が明確にしなければならなくなった問題は、「一つの階級を支配階級にする・・物質的諸関係において、被支配階級にならざるを得ない側にも対抗的イデオロギーの生産が予定されるものでありながら、なぜ『支配階級の思想はどの時代にも支配的な思想』¹⁸⁾になるのか」(81)という問題である。氏は『ドイツ・イデオロギー』でのそのことを記している文章を引用しながら、その記述内容を「是認されるとしても」と述べ、『ドイツ・イデオロギー』におけるその内容について敷衍的な説明が加えられていく。

まずは次の氏の文章である。「物質的生産関係の社会的意識への反映過程、社会意識の階級的被制約性は、単純な機械論的決定論を排するきわめて複雑に媒介された多段階的構造をもって」(81)いる。このことで2つのことが指摘される。第1に、社会的存在の意識化は既存の社会的意識の作用を受けていて、一定の社会的主体の実践もそれに制約されつつ行なわれざるをえないということ(81)、第2に、イデオロギーの生成には存在からの相対的な分離・独立化があるということで、氏はここで『ドイツ・イデオロギー』からの文章を引用される。次である。「分業は、物質的労働と精神的労働との分割があらわれる瞬間から、はじめて現実的分業となる、この瞬間から意識は、現存する実践の意識とは何か別のものであるかのように」(岩波版、39)なり、「この瞬間から意識は世界からときはなれて、『純粹理論』、神学、哲学、道徳などの形成へうつってゆくことができるようになる」(同)。

2つの指摘がまとめられると氏の次のような文章になる。物質的労働と精神的労働との分割に加えて、「精神的生産内部での分業、上部構造諸領域の分化・独立化は精神的生産の担い手たち(イデオログのここと——引用者)の思惟過程と活動領域を『独立化』せしめる。彼らの活動は彼らにとってあたえられている先行の思考材料、精神的遺産と結びつき、これを加工しつつ行われる・・したがって、イデオロギー的諸概念は、すべてあれこれの精神的生産領域(哲学、政治理論、法理論等)の先行の基本概念からみちびきだされたものとしてあらわれる(82)」¹⁹⁾。

以上の論述によって『ドイツ・イデオロギー』で述べられている文書についてのより説得的な説明となっている。藤田氏は、このような支配階級のイデオログの作り出す精神的産物は階級的利害が反映した支配階級が存在条件の意識化であるとされ、思惟過程の「独立化」は観念、表象の対象からの疎隔を発生させて、対象世界の反映は顛倒したものになることが強調される(85)。イデオロギーが虚偽性をもつゆえんである。その虚偽性の成立に関して、氏は3点を述べられる。1)物質的生産からの分離と「仮象的独立化」、意識の存在被拘束性の無自覚化、存在と意識の顛倒性、2)階級支配＝従属関係の無限の循環による現存秩序のアプリオリ化、3)

客観的社会関係における矛盾の意識における規範性への転置によって、それは成立するとされる (85)²⁰⁾。ところで、この最後のイデオロギーの「規範」的機能は人々の行動の価値的判断にもなり、諸階級の特殊利害の共同利害との調整的役割を果たすようになる (88, 後述)。

かくして、「支配階級の思想はどの時代にも支配的な思想」になる傾向が強いのであるが、同時に、その思想は現実からの遊離化・独立化が進んでおり、顛倒性、虚偽性をもっているものであるから、現実からの反映を失い、「まさにイデオロギー的機能が前面に押し出される」(87)と欺瞞性を強調され、他の諸々のイデオロギーにおいて蓄積され続ける客観的な認識の側面と矛盾しはじめることが述べられる (87)。氏によるこの指摘は、支配階級の思想のその社会における「受容」のちに陥っていく過程を見通すことにおいて重要な指摘であろう。

②第4節「階級意思の形成過程について」

ここまで氏の議論が進むことにより、氏は「意識=階級意識=階級的イデオロギーの生産プロセス」が明らかになったとされる。階級意思はイデオロギーとしての階級意識の現象形態である (92)。それはどのような特殊な属性をもち、どのように形成されるのか。それは、理論的意識 (社会科学, 哲学等) と実践的意識 (綱領, 政策等) という現象形態をとり (94)、特定の社会集団の共通意思として形成されていくが (95)、階級意思の形成には3つの側面から明らかにしなければならないとされる。第1、階級の形成と国家の成立に即しての基礎的形成過程、第2、階級意思がどのような組織に媒介されて形成されるのか、第3、どのような階級意思の内容 (= 諸階級の生存と闘争の客観的条件) をもつものとして形成されるのか (97)。第1の側面は改めて「補説」が設定されて詳細に論じられ、第2の側面は諸政党, 資本家諸集団, 行政機関, 高級官僚の相互関連であり (98~100)、第3の側面については、それぞれの時期における再生産構造の基軸的位置を占める産業部門の特殊意思が主導的地位を占めるものと考えられるが (103~105)、「ある階級の政治上および文筆上の代表者」²¹⁾ (= イデオログ, 引用者) が階級意思の形成に特別の役割を果たすと述べられる (107)。

③補説「国家概念について」

さて、もっとも重要な課題は3つの側面のうち、第1の側面、国家概念の問題である。藤田氏は、補説と第5節において詳細に論じられる。氏は、その際、国家は「二重性」においてとらえるべきでないことを強調される。その「二重性」とは、階級モメントと超階級モメントの「二重性」, 「実体的」なものと「幻想的」なものと「二重性」である (114)。この点は、氏の議論の展開全体によって明らかにされるものである。

階級的支配=従属関係の社会的編成は、階級対階級の関係として政治的編成を基礎づけ、その政治的編成において決定的な地位を占めるものは支配階級の独裁のシステムであり、その基

本環をなすものが国家装置＝機構（代表制機関，官僚機構，警察機構，裁判・行刑機構，軍事機構，諜報機関等＝物理的強制力を独占する人間集団）であるとされる（115）。しかし，同時に「国家概念には，・・物理的強制力を集中する・・人間集団が公的権力としてあらわれる社会的論理が表示されている」（116）と述べられ，この独裁システムがあからさまの形であられないことが指摘される。つまり，「一社会において再生産過程が維持されるためには，人々の生産活動を統合する社会的機構，もしくは「秩序」の枠が保持されねばならぬ。・・このための「社会的力」は・・支配する階級の権力＝特殊な社会的権力とならざるをえない・・あたかも「社会の上に立つ」公的権力としてあらわれざるをえない。つまり，事実上全社会を代表する「社会的力」が存在しない以上，「外見上」社会を代表するものがあらわれざるをえない」（117）のである。また，「特殊な社会的権力である国家は，この「秩序」（階級的支配＝従属関係の社会的編成）の維持のために，そしてそのかぎりでのみ，この維持機能の一環として「共同的＝社会的機能」を果たす（道路・水利事業，衛生事業，教育事業，秩序侵害の排除等）」（117～118）²²⁾。

藤田氏はこれまでの氏の国家概念をまとめつつ，「以上のことは，支配階級が公的権力としての国家をつうじてみずからの存在条件（いいかえれば階級的支配＝従属関係の社会的編成およびこれを生み出す物質的生産関係）を普遍化することを意味する。このばあい，他方，被支配階級の側にも，その存在条件を・・普遍化する（前者の普遍化を受容する）イデオロギーが生産されることに注意しなければならないであろう（反体制イデオロギーの生産とならんで）。これらのからみあいの過程が「幻想的共同体」を成立せしめる。この過程の客観的必然性は，じつは，支配階級の側における主観的意図を排除するものではなく・・支配階級の知識人集団・・と「国民教育」・・に注意を振り向ける必要ある」（118）と記される。この氏の文章において下山三郎氏が強調されていた，国家による支配階級の存在条件の「普遍化」と被支配階級の側におけるその「受容」のイデオロギーの形成の絡み合い（＝「幻想的共同体」の成立）が述べられている。しかし，藤田氏にはそれが「反体制イデオロギーの生産とならんで」形成されると記され，「支配的思想」からの脱却の契機が生み出される視点が指摘されている。これについては後述しよう。

④第5節「支配階級の階級意思の国家意思への転化」

国家が以上のように把握されたうえで，氏によれば，支配階級の意思が国家意思に転化するということは，階級意思が「国家機関を通じて表現される」（122）ということであり，その意思が国家機関を通じて法律に転化した時点で法が国家意思の表現形態をとるということである（122）。しかし，ここで，再度，氏は国家が公的権力としてあらわれるということを強調される。以下のようなのである。

この支配階級の意思の国家意思への転化過程には、前の項でみた、事実上は階級支配の道具である国家が公的権力 (= 見せかけの共同体), 「外見上, 社会の上に立つ」権力としてあらわれるということが前提となる, つまり, 国家をつうじて支配階級の存在条件を「公共の秩序」として普遍化せざるを得ないのである (125 ~ 126), と。「こうして, 国家が公的権力としてあらわれるかぎりにおいて, 国家をつうじて表現される支配階級の階級意思は, 公的意思として, 社会の成員全体にとって共通な, あるいは平均的な意思・すなわち「一般意思」としてあらわれることになる。逆にいえば, 支配する階級がそれをつうじてみずからの利害を社会の全成員の共同利害としてかけ, みずからの意思 (支配階級の共通意思) に普遍性の形態をあたえるものであるがゆえに, 国家は公的権力としてあらわれるのだ, といってもよい」(126)。

そして, 市民社会の上に, かつ外に立つ国家の政治権力とは, なによりもまず所有権の規制と維持のために「法律をつくる権利」であり, 立法府をつうじて法律という形で社会の「一つの意味」を宣言することこそが国家意思化の固有の内容である。法は一つのイデオロギー形態であるから, したがって立法化はイデオロギー過程でもある, と述べられる (127)。氏は次のように言い換えられてもいる。「支配階級の階級意思の国家意思 = 公的意思への転化は, それ自体, 権力的支配が特殊法的イデオロギーによって媒介される過程なのである」(130)。かくして, 「階級意思は, 国家, 公的権力をつうじて表現されることにより・公的意思, 一般意思という姿態をとり, 抽象的・一般的規範という内的形態, 法律という外的形態で表現され, 公的サンクションによってその実現が保障される」(130, 下線は引用者) と氏はまとめられる。なお付け加えれば, 氏は公的意思としての国家意思は, その構成原理 (内的形態) を表示するにふさわしい外的形態, すなわち, 一定の手続きにより定められたとの形式をまとうことが必要とされ, 代表制機関において可決される法律がその外的形態にはかならないとして (129), 氏は法律の史的唯物論における位置, 法律の成立 (ゲネシス) の地点に到着される。

以上, 藤田氏の著書の2つの章を中心に, 氏が展開される史的唯物論の主要内容を見てきた²³⁾。氏の著書の以下の節, 章は法現象の総体を分析するという立場からの詳述であり, 筆者の関心から離れるので藤田氏の検討はここで終わり, 前に見た下山三郎氏の論述とあわせて, 筆者の観点から再整理と諸論点を示してみたい。

Ⅲ, 兩人へのコメントと諸課題

1) 唯物論的認識上の2つの論点

これまでみてきた2人の史的唯物論の中心になっていたのが国家概念であり, 兩人へのコメントもそれに重点がおかれるが, その前に唯物論の基本的ないくつかの問題に触れておきたい。1つは, 「存在 - 意識」の関係である。下山氏は, 『ドイツ・イデオロギー』におけるこのこと

に関する文章について強い留保を付しておきたいとされる(340,346)。下山氏が問題にされる『ドイツ・イデオロギー』の文章は以下であった。「全イデオロギーのなかで人間たちと彼らの関係が暗箱のなかでのように逆立ちで現われるとすれば、この現象もまた同じく彼らの歴史的生活過程から出てくるのであって、あたかも網膜上の対象の逆立ちが網膜の直接に生理的な生活過程から出てくるように」(全集3巻22)。

下山氏は、この比喩が「物質的諸関係とイデオロギー的諸関係との関連についての理解に対するマイナスの影響をあたえたのではないか」(346～347)と述べられ、3点にわたって疑問を記述される。要約的には以下である(氏の順番を筆者流に変更して)。1) 網膜の作用は反射運動であっても人間の意志で何かを見ることをやめることができる、2) 頭脳に反映される場合、一般化、普遍化、概念化が伴い、その際、過去から引き継いだ素材を発展させるという形をとる、3) 人間の頭脳は作り出したイデオロギー的要素の方が実体であると思ひこむ(347)。

氏のこれらの指摘は正当であろう。藤田氏においても、「物質的生産関係の社会的意識への反映過程、社会意識の階級的被制約性は、単純な機械論的決定論を排するきわめて複雑に媒介された多段階的構造をもって」(81) いると述べられ、ほぼ同様のことが記されている。存在と意識の間に意識主体の認識対象の選択(価値判断に基づく)があろうし、意識へと結実する過程には一般化、概念化があり、それは過去の素材が影響していることは確かであろう。筆者には両人が指摘されるこの「存在-意識」の関係——認識論の基本を深める能力はないが、念頭においておくためにここに特記しておきたい。

次に、これも認識論にかかわる話であるが、問題とされなければならないことは藤田氏が強調された「社会的存在-社会的意識」のカテゴリーと「物質的社会関係-イデオロギー的社會関係」のカテゴリーの相互関係である(藤田31～33)。社会的存在から下山氏が言う「一般化、概念化された」社会的意識は、意識の状態にとどまっていなくて客観化され、社会諸関係として実体化されるという経緯である。政治的関係、道徳的関係、法的関係等²⁴⁾の成立、意識の文書への実体化(諸科学、哲学、宗教等の成立)の経緯である(経済的関係は政治的関係、道徳的諸関係等と異なる、注24をみられたい)。それらは、「諸個人の頭脳における表象そのものではなく諸個人の意識から独立して客観的に存在する現実的關係である」(藤田32)とされる。

藤田氏が言われるように、意識の実体への客観化過程という経緯の解明は不可欠であろう。それは上部構造についての解明にも欠かせない。つまり、『『上部構造』カテゴリーは『関係』・『組織』・『制度』等のカテゴリーによって不可避免的に媒介されるのであって、社会的意識カテゴリーによっておきかえられない』(33)と言われるのは、意識状態にとどまり実体になっていないものは上部構造の要素ではないということを述べられているのだと思われる。

以上、唯物論的認識に最低限不可欠の2つの論点について論じた。以下では国家概念、「支配的思想」についてのコメントを行なおう。

2) 国家概念, 「支配的思想」について

コメントの出発点にもう一度下山三郎氏の総括的文章 (348, 下山氏の a 文章) を掲げよう。小論 194 ページの文章である。この文章に示されている諸内容を氏は『ドイツ・イデオロギー』から引き出され、後年のエンゲルスが「正面に押し出さなかった」という内容をもつものである。この氏の総括的文章では、国家と「支配的思想」による階級支配が「階級的利害の——自己の存在条件の——普遍化 (幻想的な共同性の付与)」の論理で一体として把握されている。氏のこの総括的文章の諸内容は重要な論点で、決して省略してはならないものであると考えるが、筆者には下山氏にあっては支配階級の存在条件 (= 利害) の「幻想上の普遍化」(意識のレベルにおける被支配階級による「受容」) に国家と「支配的思想」の形成の大部分が収斂されてしまっている感じがある²⁵⁾。以下 A) ~ D) について論じよう。

A) 「普遍化過程」の複雑・多層構造

「普遍化過程」はもっと複雑・多層構造的ではないだろうか。意識 = イデオロギーのレベルだけではない。以下の 3 つの過程があろう。イ) 被支配階級の意識において幻想的に「受容」される経緯 (思想論の課題)。意識レベルの「受容」にとどまればそれは「規範」にとどまり、ロ) ほとんどの場合、意識のレベルにおいて「受容」(「受容」された意識が幻想) が進行しながら、立法化の階級闘争を経て最終的には法律によって社会の「一般意思」となり、それが新たな次元での「規範」となり、ハ) それへの反抗は罰則を伴って強力的に実現される経緯 (ロとハは法律学の課題) である。下山氏においても法的な強要についての指摘があり (377)、忘れられていないと思われるが、先の総括的文章のようにイ) の意識 = イデオロギーのレベルの過程が前面に出ているキライがある。また、イ) ロ) ハ) のうち、後者の 2 つは実体的な関係であり、意識ではない。藤田氏が言われるように、法としての実体を持ち、強力装置が伴っている (125 ~ 127)。さらに、「受容」には立法化におけるふさわしい「外的形態」(一定の公的手続き) が必要 (藤田 129) となる。

したがって、「普遍化」をめぐる階級闘争は、イデオロギー過程 (意識における「受容」過程) とそれに基づく立法化過程の 2 つの闘争があり、それぞれが検討されなければならないし、意識的な「受容」から法制化過程への転化の連関、その転化過程における階級闘争がある。その連関の分析はそれぞれの問題 (支配階級の存在条件 = 利害の具体的なそれぞれ) の歴史的・現実的解明となろう²⁶⁾。

藤田氏にあっては「階級意思の国家意思への転化プロセス」におけるイデオロギー的過程が解明され、法律規範のイデオロギー的な面も考察される (123, とくに 125 ~ 129 以下)。とはいえ、氏にあっては「普遍化」過程における階級闘争において被支配階級の「支配的思想」からの脱却の契機に関する言及はきわめて少ない。次の文章が簡単 (数行, あるいは短い文章で)

に散発的に記載されているだけである。「物質的諸関係が、そこにおいて被支配階級たらしめるものの側に対抗的イデオロギーの生産を予定する」(81)という文章、「諸々のイデオロギーにおいて蓄積され続ける客観的な、正確な認識の側面」(87)という文章、「被支配階級の側にも、その存在条件・・・を普遍化する(・・・普遍化を受容する)・・・イデオロギーが生産されることに注意しなければならないだろう(反体制的イデオロギーの生産とならんで)」(118, 下線は引用者)という文章に、その分析への萌芽が示されているにすぎない。これ以上の文章はない。下山氏では被支配階級による「受容」が強調され、革命時のイデオロギー問題は触れられるが(下山349～350)、平時における対抗的イデオロギー、客観的な正確な認識、反体制的イデオロギーが生まれてくる諸契機、経緯についてはまったく触れられない。

B) 支配階級の利害＝存在条件の多様性

さらに、支配階級の利害、存在条件といっても基本的なものから派生的なものまで多様であり、さまざまな条件(利害)のうちどの条件(利害)が歴史的に「普遍化」されていくのかの検討が必要であろう。最も基本的な存在条件は、藤田氏が言われるように「市民社会内部の論理(資本主義的私的所有の自由な運動)」(128)であり、つまり、私的所有権の保護とそれに基づく資本主義的取得、債権・債務、契約等の諸関係である。それ以外の支配階級の利害、存在条件は、労働時間の諸規定、最低賃金、団結権等、また政治的主張のための諸権利、選挙権、示威行動、表現の自由等、さらに徴兵制など防衛問題に関する諸事項等であろう。

これらの支配階級の存在条件、利害のすべてが共同利害として一括的に受け入れられるのではない。それぞれの事項に「普遍化」過程があり、「普遍化」の過程は異なろう。それに注目しないと被支配階級は支配階級の思想をすべて「受容」してしまうようなイデオロギー像が出来上がってしまう。下山氏にあっては支配階級の存在条件(利害)がすべて被支配階級によって「受容」されていくかのような印象を与えている。藤田氏においても支配階級の利害、存在条件の多様性とそれらそれぞれが多様に「普遍化」されていく諸過程についての言及はない。

アメリカのような国家、ドイツ、フランスのような西欧諸国家、スウェーデン、デンマークのような北欧諸国家、日本のような国家があるが、資本主義諸国家でありながらその多様性は、支配階級の利害、存在条件といっても様々であり、それらの普遍化の違いに多くが由来しているのではないだろうか。一様に「普遍化」を論じることが不適切であることの証左であろう。

C) 「受容」「非受容」の客観条件、

支配階級のイデオロギーの「受容」をめぐる階級闘争が繰り返されるが、ここで2つの問題がある。1つは、被支配階級が支配階級の存在条件、利害を「受容」していく客観的諸条件とはどのようなものであるかということ、もう1つは、逆に「受容」しない社会の成員が

発生するのはなぜかということである。下山氏ではこの2つの問題の指摘も不十分であろう。後者についてはほとんど述べられていないし、前者についてもごく簡単に触れられているだけである。たとえば次の文章である。「搾取関係は制度化されているから、制度に違反した場合の処罰に対する恐怖が強く諸個人を規制する。しかし、そればかりではなくて、支配階級の利害が、普遍化され——幻想上の共同利害とされ——、概念化されて道徳や生活規範とされることによって、被支配階級の諸個人が自己の行為を自己の自律的な・・行為と倒錯する」(348)。

他方、藤田氏は前者についてはかなり詳しく論じられている。「物質的生産関係の社会的意識への反映過程が・・複雑に媒介された多段階的構造をもって」(81)おり、「イデオロギーの(存在から——引用者)の相対的ないし外見的独立性の問題」(83),「その結果としての意識の存在被拘束性の無自覚化および存在と意識の関係の顛倒性」(85),「階級支配=従属関係の無限の循環をその生存条件とする・・現存秩序のアプリオリ化・・規範性」(同), イデオロギーの役割(83)などがはっきり指摘されている。これら下山氏、藤田氏の言及を踏まえて整理すれば、「受容」の客観的条件としては、3つのことが挙げられるであろう。1) 被支配階級の日常生活の無限の循環=生産関係をもとにする制度化された現存秩序のアプリオリ化, 2) 意識, イデオロギーの存在, 事実からの遊離化・独立化, 顛倒性, 3) イデオロギーの独立化, 顛倒性による規範性の発生の3つである。

第1の条件, 下山氏の「搾取関係は制度化されている」という指摘, 藤田氏の「階級支配=従属関係の無限の循環をその生存条件とする・・現存秩序のアプリオリ化」という指摘については筆者なりの見解を述べておこう。

日々の生活過程, とくに生産過程, 分配過程において資本家と労働者の2つの階級は種々の対抗関係にあるが, この生産関係の下で労働者はともかくも日常の生活を維持し, 家族を再生産しているのであるから, 通常はこの生産関係に対して対抗的意識をもつことはなく, 労働者の多くはそれを「受容」していくことになる²⁷⁾。とはいえ, この生産関係の下での労働は剰余労働の取得が目的であり, 資本家による過剰な剰余取得の行為がある場合には, ストライキ等の反抗的行為が発生し国家の介入も随伴する。しかし, 通常時には生産関係そのものの改編を求めるとは至らず, 大半の労働者は現状の生産関係を「受容」していく。したがって, 国家によって私有財産への不可侵の法的規定が定められても, 被支配階級の「特別の利害」が犯されるとはみなされずそのまま受容されてしまう。さらに, 資本主義的生産関係のもとでは経済的諸事象・諸関係は物象化されており(藤田氏も物象化について簡単に触れられている——44), 本質的な生産諸関係は覆い隠されている。貨幣次元でそれが生じ, さらに資本主義的再生産全体において, 価値論レベルではなく平均利潤率に規定された価格レベルにおいて, それが表象されるようになってくる。このような事情により, 支配階級の基本的な存在条件である私的所有権の保護とそれに基づく資本主義的取得, 債権・債務, 契約等の諸関係については,

ほぼ全面的に「受容」されてしまい、「共同利害」として「幻想化」されてしまう。

次に後者の問題であるが、支配階級の存在条件の多くについては「受容」を受け入れない成員が残ることも自然である。なぜなら、藤田氏が言われるように(83～87)、支配階級の支配的思想はイデオロギーの「現実からの遊離化」過程を伴って形成されたものであり、「顛倒性」「偽善性」「欺瞞性」をもっているからである。対象的世界の相対的に正確な反映から遠のいているから、「受容」を受け入れない成員が生まれるのも必然といえよう。このことについての十分な指摘は下山氏にはない。藤田氏においてもごく簡単な指摘があるにすぎない。氏は次のように記している。「人間社会の存立が自然との物質代謝によるものであるかぎり、社会的意識のなかに対象的世界の相対的に正確な反映という側面、相対的真実という面があることは当然である」(86)。「ブルジョアジーのイデオロギーが・・・物質的生産過程の相対的に客観的な反映であることやめるにいたるときに、まさにそのイデオロギー機能が前面におしだされ・・・欺瞞性が登場する」(86～87)。さらに藤田氏の次の文章が続く。「諸々のイデオロギーにおいて蓄積され続ける客観的な、正確な認識の側面は・・・保守的な支配イデオロギーと矛盾しはじめ」(87)る。しかし、氏にあってはこの文章の数ページ前に「対抗的イデオロギーの生産を予定」(81)されるという簡単な文章、またかなりのちのページに以前に引用した文章「被支配階級の側にも、その存在条件・・・を普遍化する(・・・普遍化を受容する)・・・イデオロギーが生産されることに注意しなければならないだろう(反体制的イデオロギーの生産とならんで)」(118, 下線は引用者)とカッコのごく簡単な文章があるように「諸々のイデオロギーにおいて蓄積され」る過程がどのようなものなのか、それがどのように「対抗的イデオロギー」の生成につながっていくかの過程については筋道が示されていないし論及が続かない。

論理の筋道——「支配的思想」の欺瞞性の一般的表面化→諸々のイデオロギーにおいて蓄積され続ける客観的で正確な認識との矛盾→対抗的イデオロギーの生成という筋道——が明瞭な形で詳しく展開されてもよかつたのではないだろうか。この筋道において、小論でも先に引用した『ドイツ・イデオロギー』の次の文章が注意されなければならないのではないだろうか。「支配階級の思想はどの時代にも支配的な思想である・・・(中略)・・・だから同時にまた、精神的生産の手段を欠いている人々の思想は、おおむねこの階級に服従していることになる」(この文章の全体はすでに小論で引用、全集42, 岩波文庫66, 下線は引用者)。この文章から逆に、生産力の不断の進展に伴い時間的余裕も少し生まれ、被支配階級の人々が精神的生産の手段の一部を獲得していく経緯を予想すること、被支配階級の側のイデオロギーの誕生を想定すること、藤田氏が述べられる「対抗的イデオロギーの生産を予定」することが可能になるのではないだろうか。

D) 国家概念の「二重性」に関連して

藤田氏はすでに述べたように, 国家概念について階級的モメントと超階級モメント, 「実体的」なものと「幻想的」なものと「二重性」によって説明されるべきでないと言われたが (114), その説明が納得的に十分になされたとは言いがたいのではないだろうか。前者は国家の「共同的=社会機能」(117) に関する事項であり, 後者は支配階級の存在諸条件 (諸利害) を「普遍化」するイデオロギー的「受容」 (= 「幻想的共同体」) (118) に関する事項であろう。後者については下山氏がとくに強調された論点である。後者について以下のことを指摘しておきたい。

ある階級が革命や大きな政変で権力を掌握した当初, その国家権力は強制装置としてのみ存在し, 諸勢力と対峙しているのものであって, イデオロギー的「普遍化」は進展していないのが通常であろう。下山氏が研究されている明治維新について言えば, 維新直後の新政府の成立当初, 維新権力は, むき出しのまま旧幕府支持勢力, 中間諸勢力, 人民に対して向き合っていたのであり, 権力を掌握した諸勢力の存在諸条件 (諸利害) を「普遍化」できるまでには至っていなかった。これらがイデオロギー的に「普遍化」されて, 国家に「幻想的共同性」が付与されるのは国家が成立してのち一定期間があってからのことである。それが付与されていく過程が, したがって, 1つの研究テーマとなる (日本の場合は「天皇制イデオロギー」の成立過程として)。この例のように, 国家の基本的契機 (要素) は強力装置であり, イデオロギー的「普遍化」は支配において重要になることは強調されるべきであるが, それを支えるもので「二重性」で把握されるべきではない。

前者については, 「国家の形態でのブルジョア社会の総括」との関連で考察されるべきであろう。しかし, この点は下山氏にも藤田氏にも言及がない。マルクスは「国家の形態でのブルジョア社会の総括。それ自体との関係での考察」(『経済学批判要綱』高木幸二郎監訳, Iの30) という表現を行なっているが, これはエンゲルスにはなくマルクス特有の表現で, 「経済学批判体系」のプランにおいて示されたものである。

この表現の解釈は吉信肅氏によってすでに行なわれている。吉信氏は『批判要綱』から「ブルジョア的關係をそれ自体としてみるならば, つまり国家のおよぼす影響を除いてみるならば」(訳V, 957), 「国家のブルジョア社会におよぼす影響, その干渉と侵害」(同), 「こうした国家の影響, 公債, 租税など」(同) という文章・句を引用され, 「国家の形態でのブルジョア社会の総括」というマルクスの表現は「国家のブルジョア社会におよぼす影響そのもの, いいかえると暴力装置としての国家の『経済的力能』が問題とな (り) ・ ・ その最初の措定は, 常備軍・警察・官僚機構などの ・ ・ 『不生産的』 所階級, それを維持するために必要な『租税, 公債』であることが ・ ・ 示されている」²⁸⁾ と述べられている。この把握はまさに, 社会の上に, かつ外に立つ国家がブルジョア社会に影響を及ぼし, 全体として国家がブルジョア社会を「総括」するということである。

この「国家の形態でのブルジョア社会の総括」という国家概念は、藤田氏が述べていた「(国家の) 共同的=社会的機能」(道路・水利事業, 衛生事業, 教育事業)」(117～118)をより正確に把握する基礎となる²⁹⁾。ここでの「共同的=社会機能」とは、いわゆる社会資本整備が中心となるが、これについて宮本憲一氏は次のように述べられる。「ブルジョア国家の成立は、生産手段の資本主義的所有と剰余価値の資本家的取得の自由の制度を、権力によって法制的に確認することであった。そして国家は、それにもとづいて、全社会の秩序を軍事的政治的に保護し、行政的に運用するという任務をもっている。それだけではない。ブルジョア国家は資本の生産の一般的共同社会的条件たる一般的労働手段(社会資本としての生産手段——引用者)を建設管理することによって、ブルジョア社会全体を総括することになったのである」³⁰⁾。「ブルジョア国家による共同消費(上水道, 衛生設備, 教育機関などの社会資本——引用者)の掌握はブルジョアジーの共同体(代表制機関, 行政府などの国家機関のこと——引用者)が、労働力の再生産の一般的条件ひいては資本制の再生産の条件を掌握することである。それは生産の一般的条件の掌握とともに『ブルジョア社会の総括』=資本主義国家の完成のひとつの側面である。こうして、消費は明確に私的消費と公的消費に二分された。共同消費手段の大部分は公共機関の手で供給され始めた」³¹⁾。

このようにして、国家によるいわゆる「社会資本」の供給整備(=「共同的社會機能」)の意味内容が把握され、藤田氏が言う国家の階級的モメントと超階級モメントの「二重性」把握(114)が十分に克服されていくのである³²⁾。

IV, 終わりに——現在の「支配的思想」の状況と克服のあり方——

小論ではこれまで史的唯物論の基本的諸カテゴリー、国家、「支配的思想」についての基本概念を見てきた。ここで、再度、小論の「はじめに」で引用した色川氏の思想論(史)の目的を想起されたい。思想論(史)の本来の目的は、「支配的思想」の内容を解明し、それをめぐる諸階級、諸階層の対抗関係の状況を解明することであり、史的唯物論は、その本来の課題にせまるための方法=「導きの糸」³³⁾にすぎない。「終わりに」では、この色川氏の指摘を念頭に小論の第1節～第3節で論じたことを踏まえて、現在の「支配的思想」を乗り越えていく展望のための基本課題を探りたい。とくに2つの問題にしぼってそれをごく簡単にみておきたい。

1つは、日本、中国、韓国等の対立の問題とそれと関連した「安全保障」の問題である。下山氏はナショナリズム、「愛国心」について以下のように述べられていた(小論第1節参照)。「支配層が自己の利害を普遍化する場合、国家・民族の危機を強調し、あるいはその防衛を強調し、あるいは他国・他民族への国家的・民族的対抗を強調し、総じて支配層の利害を民族の利害という形態をかりて普遍化した場合、被支配層をとらえやすいといえるだろう」(351)。日・中・

韓それぞれの政府の他民族への国家的・民族的対抗の強調には顛倒性, 欺瞞性が含まれており, 顛倒性・欺瞞性をもった対外政策では東アジア全体の安全が保たれないのはもちろん各国の国民経済レベルにおいても損失が大きく, 国内外の世論もあってそれぞれの国民の多くがそれらの危険性, 損失, 欺瞞性を認識し対抗していく諸契機も当然生まれてくる。政治学, 経済学, 歴史学, 人文諸科学などはその諸契機の発生を促すための諸成果を生み出し, それが各国の広汎な国民に届く情報手段を確保していくことが肝要であろう。

もう1つ, 現在の思想状況に関連して触れておかねばならないことは原子力発電をめぐる思想状況である。京大・原子炉実験所の小出裕章氏は次のように記されている。「日本では原子力発電所だけは住民に被害を及ぼすような事故は絶対に起きないと宣伝されてきた。しかし, それは単なる宣伝で, 原子力を進めてきた人たちも破局的な事故を怖れてきた。それだからこそ, 原子力発電だけは都会に建てずに, 都会を離れた地だけに押し付けられてきた」(小出裕章, 佐高信『原発と日本人』角川 one テーマ 21, 2012年, 3ページ)。「日本では, 政府, 電力会社, 原子力産業, 労働組合, マスコミ, 裁判所など全てを含んだ『原子力ムラ』と呼ばれる巨大な組織が原子力を推進してきた。それに反対し, 抵抗する人間もごく少数いたが, ブルドーザーで踏み潰されるように, 潰されていき, 多くの国民は日々流される『安全宣伝』を信じ続けた」(同4ページ)。

政府・財界・イデオログたち(小出氏が言う「原子力ムラ」)が宣伝した「安全神話」は広汎な国民に行きわたった偽善性・欺瞞性の最たるものであり, それは重大事故によって白日のものになり, 原発は大きなリスクをもつものであることが否定できない状況になった。しかし, なお経済的・技術的諸理由をつけて原発の再開が進められようとしている。少なくなっているとはいえ一部の国民がそれを「受容」する経済的・思想的状況の客観諸条件の解明と, それを克服していく筋道をいろいろな分野の研究者は明らかにしなければならないだろう。その場合, 諸科学における諸対抗は科学性がどこまで担保されているかになるのではないだろうか。

(脱稿, 2014年9月15日)

注

- 1) 小論では, 当初, 丸山真男氏だけでなく色川大吉氏, 安丸良夫氏にも言及する予定であった。色川氏については少し言及できたが, 丸山氏, 安丸氏については言及できなかった。
- 2) 今, 筆者が丸山氏に抱いている印象は, 丸山氏の論述には経済の論理(「資本の論理」), 「大衆」(=勤労者)への意識が欠けているのではないかということである。それらの論理, それらの意識を欠いた氏の論理構成であるから, 氏の言われる「市民社会」は資本主義の構造が捨象された抽象的な社会ではないかということ, したがって, 「市民」も抽象的な「市民」にとどまることにならないかということ, そうであれば, 資本主義社会において「自立性・自律性」をもち, 国家に「物言う主体」が育つ

基盤の解明は難しくならないかということである。この点は、後述する色川氏とは大分異なろう。この筆者の言い方が妥当なものか、後日、もっと検討しなければならない。

- 3) 小論において数字のみでページ数を表わす。以下でもおなじ。
- 4) 色川氏との対比で丸山氏の思想史(論)の目的は結局はどのようなものだろうか、後日じっくり考えてみたい。
- 5) この時期のマルクスの固有の用語、「交通」について、氏は「一定の生産力の発展水準、および一定の生産様式・・に照応する物質的諸関係という程の意味」、また「市民社会」を「全上部構造の土台をなすもの、という程の意味」と解釈されている(334～335)。
- 6) レーニン『人民の友とは何か』からの引用。全集版、第1巻、133ページ。
- 7) 全集37巻、403ページ。全集版の訳文とこの訳文とは異なっている(下山氏の訳文は新書版選集の第8分冊であり、下山氏は1890年2月21～22日の手紙としているが、正確には90年9月21日である)。なお、エンゲルスは、この手紙で以下のことも記している。「唯物論的歴史観によれば歴史において最終的に規定的な要因は現実生活の生産と再生産である。それ以上のことをマルクスも私も今までに主張したことはありません。さて、もしだれかがこれを歪曲して、経済的要因が唯一の規定的なものであるとするならば、さきの命題を中味のない、抽象的な、ばかげた空文句に変えることになります」(401～402)。
- 8) 下山氏はこの文章以外にも、注45(383)でエンゲルスのいくつかの文章を引用し、エンゲルスが「晩年の書簡においては誤解をとくためのさまざまな配慮、ともいうべきものが見受けられる」(374)と述べている。
- 9) 下山氏の著書の第4章「史的唯物論をめぐって」には第3節として「若干の補足」があるが、そこでは「例外国家」などが検討されているが小論では省略した。
- 10) F・エンゲルス『フォイエルバッハ論』岩波版11。「不完全」なのは、『ドイツ・イデオロギー』が執筆された1840年代中ごろのマルクス・エンゲルスの理論状況によるものである。
- 11) 藤田氏は一箇所、下山氏を引用しており(111の注23——ブルジョアジーの経済的支配と政治的権力の掌握のズレに関する事象についてのもの)、藤田氏が下山氏の著書における史的唯物論の検討も知らないはずはないが下山氏からの引用は他にはない。
- 12) 氏の直接の課題は、法現象の総体の当該社会の経済構造との相互関係に関する一般的・理論的分析であるが、その予備的考察として史的唯物論の諸内容がマルクス・エンゲルスの諸規定を発展させる形で展開されている。われわれの課題は、法的現象の総体を氏の著書から学びとることではなく、氏によって発展的に展開された史的唯物論の諸内容を学びとることである。したがって、小論ではこの著書の第1章と第2章だけを検討することにする。
- 13) 氏はマルクス、エンゲルスが唯物論的歴史把握を記述したものの中から総括的に述べたものとして、もっとも代表的な『経済学批判』の「序言」の有名な文章をあげられ、ここには5つの命題が含まれているとされる。紙幅の関係で筆者が簡単にまとめると、1) 法律的諸関係、国家の諸形態は物質的な生活諸関係に根底をもっている、2) 生産諸関係の総体は土台であり、その上に法律的・政治的上部構造が立ち、そしてこの土台に一定の社会的意識諸形態が照応する、3) 社会的存在が意識を規定する、4) 生産様式は社会的、政治的、精神的な生活過程を制約する、5) 生産諸条件における変革とイデオロギー諸形態を区別しなければならない(23～24)。しかし、氏はこれらの諸命題の細かな詮索よりも、これらの命題には一定の区別と統一の関係が存在しており、それを解明しなければ法をイデオロギー的形態として把握する際に混乱を回避できないとされ(24)、小論本文でみた3つのカテゴリーの相互関

- 係を解明したうえで、「序言」の文章も検討される。なお、筆者は当初、小論に「補論」を設定し「序言」を筆者流に整理しようとしていたが紙幅がなくなってしまった。別の機会に譲りたい。「序言」の文章はそのままでは十分に理解しがたい章句を含んでおり、再整理が必要と思われるのである。
- 14) 藤田氏は物質的・社会的関係カテゴリーについて、これは「諸個人の行動と彼らの相互関係の現実からの抽象であるが、それは同時に、社会諸関係の総体からの抽象でもある。現実においては、経済的諸関係は、政治的・法的諸関係その他の社会諸関係その他の社会諸関係と密接にからみあって存在する」(45)といわれ、「社会諸関係の総体の経験的、感性的認識というものはおよそ不可能である。・・それは抽象的なものから具体的なものへと上向する理論的思惟のプロセスによってのみとらえられるであろう」(45～46)と述べられる。
- 15) レーニン『人民の友とは何か』全集1巻, 133。
- 16) 前者の前提は当然のことであるが、第2の前提の明示は藤田氏の特別の貢献であろう。
- 17) 藤田氏は、補足的に以下の趣旨を述べられる。階級社会では日常的意識においても階級性格をおびるが、それは階級的存在の意識化とはいえない。マックス・ウェーバーが「資本主義の精神」として分析している志向、合理主義等はそうした「日常的意識」であるといわれる(79～80)。
- 18) 『ドイツ・イデオロギー』(岩波66)。同書から文章をもう少し引用すると、「支配階級の思想はどの時代にも支配的な思想である。すなわち、社会の支配的な物質的な力であるところの階級は、同時にその社会の支配的な精神的な力である。物質的生産の手段を左右する階級は、それと同時に精神的生産の手段を左右する。だから同時にまた、精神的生産の手段を欠いている人々の思想はおおむねこの階級に服従していることになる」(岩波66)。しかも、「支配階級のなかにおいても精神的労働と物質的労働との分業・・はその階級内部にある程度の対立と敵対にまで発展することがある・・が、(その場合には——引用者) あたかも支配的な思想が支配階級の思想ではなくて、この階級の力とはちがった力をもつかのようなみせかけ」(67) が生まれる。
- 19) 氏は、エンゲルスのフランツ・メーリング宛の手紙(1893年7月14日)を引用している。「なによりもまず多くの人たちをまよわせているのは、国家体制、法律制度、それぞれの特殊領域におけるイデオロギー的観念が独自の歴史をもっているかのような外見である」(氏はマルクス・エンゲルス選集第15巻、大月書店から引用されていて、全集版の訳文とは異なっている—全集版39巻87)。
- 20) 藤田氏はイデオロギーの虚偽性のゆえに「価値自由的」な相関主義(カール・マンハイム)、「脱イデオロギー」を云々することは科学的ではなく、虚偽を生む歴史的・階級の把握こそが重要であるとされる(85)。
- 21) マルクス『ルイ・ボナパルトのブリュメール18日』岩波版, 58。
- 22) 国家によるこれら今日「社会資本」と呼ばれるものの整備については、「国家の形態によるブルジョア社会の総括」(マルクス『経済学批判要綱』高木幸二郎監訳、大月書店、訳書I, 30)と関連させて後述したい。
- 23) 氏の第2章の内容のまとめ(法意識を除く)は129～130においてなされているが、小論では繰り返すことになるので割愛する。
- 24) 経済的関係はこれらの社会諸関係とは異なる。なぜなら、藤田氏が別のところで言及されているように(41)、政治的関係、道徳的関係、法的関係等は「人間の意識を通過する関係」であるのに対して、現実的経済関係は「意識を通過しないで形成され」「意識から独立に客観的に実在する」関係(=物質的関係)であるからである(「人間の意識を通過しないで形成される関係」「人間の意識を通過する関係」という区分はレーニンのものである——全集1巻, 133参照)。しかも、物質的関係である経済的関係

の本質的解明（意識化）には抽象，分析，総合の作業が必要であり，感性的認識は不可能である（藤田氏の45～46も参照）。それらの作業を経ない経済諸関係の意識化は本質的側面を欠いた物象的な反映であり，経済的諸関係の内的関連は把握できていない。抽象，分析，総合の作業がなされない場合，経済的諸関係の意識化は物象的な意識化にとどまり，それに基づく諸政策はそれなりに物質的経済諸関係に反作用を及ぼすが，それは内的本質的関連の把握に基づくものでないから，意図された結果をもたらさないであろう。

- 25) 下山氏にあっては，天皇制イデオロギーが強く念頭にあるからであろう。
- 26) もちろん，藤田氏には「法成立のゲネシス論」が中心論議であり，その連関が直接のテーマになっていないと思われる。
- 27) 色川氏は『明治精神史』の増補版（1968年）で，次のように記している。「もちろん，直接生産に従事している勤労民衆である以上，支配者とは本源的に対立する性質の『不満—矛盾』は日常不断にうみだされる。だが，その不満，矛盾，違和感は，決してそのまま階級思想に昇華されることはほとんどない。日常不断の違和感は，日常不断の制度的，慣習的イデオロギーの関与によって，そのつど解消され，あるいは解決への幻想をあたえられてゆく」（岩波版，305）。
- 28) 吉信肅「経済学批判体系と『資本論』」宇佐美，宇高，島編『マルクス経済学体系』Ⅱ，有斐閣，1966年，240～241ページ。
- 29) 藤田氏にあっては，国家は階級的支配を「維持するために，そしてそのかぎりでのみ」，「共同的＝社会的機能」を果たすと考えられていた（117）。また下山氏でも「国家が社会的職務＝共通利害，を執行する場合」（343）という表現にとどまっていた。
- 30) 宮本憲一『社会資本論』有斐閣，1972年，26ページ。
- 31) 同上，39ページ。
- 32) 藤田氏は階級的支配の維持のために，そのかぎりでのみ，国家は「共同的＝社会的機能」を果たす（117）と述べられていたが，「そのかぎり」ではなく，国家は再生産条件の維持のために社会資本を掌握するのであり，それなくしては「国家による総括」は完成しないのである。
- 33) マルクス『経済学批判』の「序言」，国民文庫，15ページ。

（奥田 宏司，立命館大学国際関係学部教授）

On Social Reform and Social Consciousness

Social reforms are carried out by people. Therefore, in terms of the anatomy of social change, we have to analyze not only economic and social conditions but also configurations of the ideologies of the people in an era of major social change.

In this paper, I have examined the works of some scholars on the history of thought. I was especially impressed by the question raised by Mr. Daikichi Irokawa, "What is the purpose of the history of thought?" However, he fails to give an answer to this question in his works. So, keeping this question in mind, I would like to examine the books of two other researchers, Mr. Saburou Shimoyama and Mr. Isamu Fujita. At the end of this paper, I would describe a general outline of the current Japanese thought.

(OKUDA, Hiroshi, Professor, College of International Relations, Ritsumeikan University)

